

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

幌 延 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 幌延町全域

#### (1) 現況

本町は、冷涼な気候により耕種作物の生育には適さず、牧草の作付を主とした酪農専業地域である。農地の大部分が農業の阻害要因である泥炭土壌であり、土地生産性も低く、雑草の侵入により植生が悪化し収量も劣る農業生産条件振り地域であることから、これを補正する取組を行う必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	幌延町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

### (1) 対象農用地の基準

#### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の

合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

ア 対象地域

幌延町全域（特定農山村法等の指定地域、山村振興法の指定地域、過疎地域自立促進特別措置法の指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。